

国自旅第137号

平成30年8月23日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

(公 印 省 略)

旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の
交付について

一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第7条の2第1項各号に掲げる事項を記載した運送引受書を交付しなければならないこととされており、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」として、平成28年11月には運送引受書に一般貸切旅客自動車運送事業者が届け出た運賃及び料金
の上限及び下限額の記載を義務化したところである。

これにより、下限割れ運賃・料金による運送を防止する効果が発揮される一方で、上限及び下限額による幅運賃が単なる値引き幅として運用されている実態もあることから、幅運賃制度の趣旨を明確にするため、運送引受書の参考様式を別添のとおり定めるので、遺漏のないよう取り扱われたい。また、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について（平成26年3月26日付け国自旅第622号）」は廃止する。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び観光庁参事官（旅行振興）あて、別添のとおり通知したので申し添える。

(別添)

運送申込書／運送引受書・乗車券

※申込者は、太線内をご記入願います。

申込日：平成 年 月 日		
申込者	氏名・名称 (担当者名)	電話： - -
		FAX： - -
	住所	E-mail：
		緊急連絡先： - -
契約責任者	氏名・名称 旅客の団体の名称： (担当者名)	電話： - -
		FAX： - -
	住所	E-mail：
		緊急連絡先： - -
運送を引受ける者	氏名・名称	電話： - -
		FAX： - -
	住所	E-mail：
		緊急連絡先： - -
事業許可	昭和・平成 年 月 日 第 号 営業区域：	任意保険・共済

申込乗車人員	人	乗車定員別又は車種別の車両数	大型車 両	中型車 両	小型車 両	対人 無制限 対物 200万円 万円 無制限 ※該当するものに○を記入
配車日時	月 日() :	配車場所	地図：有・無			

旅行の日程

月日	発地	発車時刻	主な経由地	到着時刻	着地	宿泊場所	待機時間	乗務員の休憩		備考
								地点	時間	
① /		:		:			:		:	
② /		:		:			:		:	
③ /		:		:			:		:	
④ /		:		:			:		:	

うち、旅客が乗車しない区間： () 営業所車庫

交替運転者	有・無 交替の地点 () 「無」の場合の理由：昼間短距離・その他 ()	【運行開始日時】 月 日()	【運行終了日時】 月 日()
車掌 (ガイド)	有・無 交替の地点 ()	:	:

運賃及び料金の支払方法	<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> その他 () 支払期日：平成 年 月 日	【走行距離】 総 km 実車 km	【走行時間】 総 時間 分 実車 時間 分
適用を受けようとする割引	<input type="checkbox"/> 学校団体割引 <input type="checkbox"/> 障害者施設団体割引 <input type="checkbox"/> その他 () 割引) ※ 標準運送約款 5 条 2 項に規定する所定の証明書を添付。	運賃 円 (上限額： 円 下限額： 円) * 料金 円 (上限額： 円 下限額： 円) * (料金の種類：) 消費税 円 実費 (税込) 円 (実費の詳細：) 合計請求金額 円	
特約事項			

* 運賃・料金は、需要の季節変動に応じて、上限額・下限額の幅の中で決定されるものです。このうち、下限額は運送に必要な費用から求められる基準額から10% (本来賄われるべき一般管理費と営業外費用相当) を割り引いた額であり、年間を通じて適用されるべきではありません。

上記のとおり運送を引受けます。

平成 年 月 日

配車場所の地図

備考欄（※ 記入スペースが必要な場合に使用）

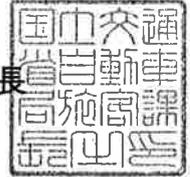


国自旅第137号の2

平成30年8月23日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長



旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の
交付について

一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第7条の2第1項各号に掲げる事項を記載した運送引受書を交付しなければならないこととされており、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」として、平成28年11月には運送引受書に一般貸切旅客自動車運送事業者が届け出た運賃及び料金の上限及び下限額の記載を義務化したところである。

これにより、下限割れ運賃・料金による運送を防止する効果が発揮される一方で、上限及び下限額による幅運賃が単なる値引き幅として運用されている実態もあることから、幅運賃制度の趣旨を明確にするため、運送引受書の参考様式を定め、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会においてもその旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

国自旅第137号の3

平成30年8月23日

観光庁参事官（旅行振興） 殿

国土交通省自動車局旅客課長

（ 公 印 省 略 ）

旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の
交付について

一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第7条の2第1項各号に掲げる事項を記載した運送引受書を交付しなければならないこととされており、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」として、平成28年11月には運送引受書に一般貸切旅客自動車運送事業者が届け出た運賃及び料金の上限及び下限額の記載を義務化したところである。

これにより、下限割れ運賃・料金による運送を防止する効果が発揮される一方で、上限及び下限額による幅運賃が単なる値引き幅として運用されている実態もあることから、幅運賃制度の趣旨を明確にするため、運送引受書の参考様式を定め、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、本取扱いが適切に実施されるよう一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会等関係団体に対して周知されたい。

平成 28 年 10 月 31 日
観観産第 4 1 1 号
一部改正 平成 29 年 12 月 28 日
観観産第 6 2 2 号
一部改正 平成 30 年 8 月 30 日
観参第 1 8 5 号

北海道運輸局長 殿

観光庁長官
(公印省略)

「道路運送法第 9 条の 2 第 1 項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者等又は旅行サービス手配業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について」の一部改正について

今般自動車局より、別添写しのとおり、「旅客自動車運送事業運輸規則第 7 条の 2 に規定する運送引受書の交付について」（平成 26 年 3 月 26 日付け国自旅第 6 2 2 号）が制定され、幅運賃制度の趣旨を明確にするため、運送引受書の参考様式を定めたとの通知がありましたのでお知らせします。

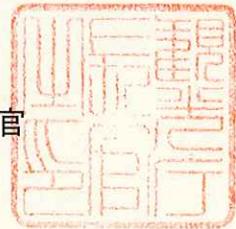
また、これに伴い、「道路運送法第 9 条の 2 第 1 項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者等又は旅行サービス手配業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について（平成 28 年 10 月 31 日付け観観産第 4 1 1 号、一部改正平成 29 年 12 月 28 日付け観観産第 6 2 2 号）2.（4）で定めるモデル様式を別添のとおり改正するので通知します。

なお、別紙のとおり、（一社）日本旅行業協会会長、（一社）全国旅行業協会会長及び旅行業界非加盟の第 1 種旅行業者に対し周知徹底を要請するとともに、各都道府県知事に対しても、旅行業協会非加盟の旅行業者等又は旅行サービス手配業者に対し周知徹底を要請したところですので、申し添えます。

平成28年10月31日
観観産第411号
一部改正 平成29年12月28日
観観産第622号
一部改正 平成30年8月30日
観参第185号の2

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿

観光庁長官



「道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行者等又は旅行サービス手配業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について」の一部改正について

今般自動車局より、別添写しのとおり、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について」（平成26年3月26日付け国自旅第622号）が制定され、幅運賃制度の趣旨を明確にするため、運送引受書の参考様式を定めたとの通知がありましたのでお知らせします。

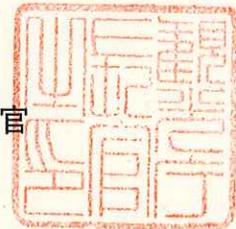
また、これに伴い、「道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行者等又は旅行サービス手配業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について（平成28年10月31日付け観観産第411号、一部改正平成29年12月28日付け観観産第622号）2.（4）で定めるモデル様式を別添のとおり改正するので通知します。

つきましては、貴協会の傘下会員が貸切バス事業者運行のバスを利用して旅行を企画・実施する際には、本通達によることとされるよう、傘下会員への周知徹底をよろしくお願いいたします。

平成28年10月31日
観観産第411号
一部改正 平成29年12月28日
観観産第622号
一部改正 平成30年8月30日
観参第185号の2

一般社団法人全国旅行業協会会長 殿

観光庁長官



「道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行者等又は旅行サービス手配業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について」の一部改正について

今般自動車局より、別添写しのとおり、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について」（平成26年3月26日付け自旅第622号）が制定され、幅運賃制度の趣旨を明確にするため、運送引受書の参考様式を定めたとの通知がありましたのでお知らせします。

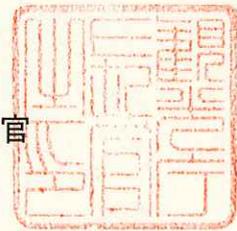
また、これに伴い、「道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行者等又は旅行サービス手配業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について（平成28年10月31日付け観観産第411号、一部改正平成29年12月28日付け観観産第622号）2.（4）で定めるモデル様式を別添のとおり改正するので通知します。

つきましては、貴協会の傘下会員が貸切バス事業者運行のバスを利用して旅行を企画・実施する際には、本通達によることとされるよう、傘下会員への周知徹底をよろしく願います。

平成28年10月31日
観観産第411号
一部改正 平成29年12月28日
観観産第622号
一部改正 平成30年8月30日
観参第185号の3

WILLER株式会社代表取締役 殿

観光庁長官



「道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行者等又は旅行サービス手配業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について」の一部改正について

今般自動車局より、別添写しのとおり、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について」（平成26年3月26日付け国自旅第622号）が制定され、幅運賃制度の趣旨を明確にするため、運送引受書の参考様式を定めたとの通知がありましたのでお知らせします。

また、これに伴い、「道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行者等又は旅行サービス手配業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について（平成28年10月31日付け観観産第411号、一部改正平成29年12月28日付け観観産第622号）2.（4）で定めるモデル様式を別添のとおり改正するので通知します。

つきましては、貴社が貸切バス事業者運行のバスを利用して旅行を企画・実施する際には、本通達によることとされるようお願いいたします。

